

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主をはじめとする全てのステークホルダーへの責務を自覚し、透明かつ誠実な経営に留意するとともに、取締役会を中心に、「内部統制」「リスク管理」「コンプライアンス」「開示統制」が十分に機能した自律的統治システムを堅持した上で、迅速・果断な意思決定を通じて社会的要請に応え、企業価値の向上を図るとともに社会的存在意義を高めていくことを基本的な考え方としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2(4)】

現在、当社は、株主総会における議決権の電子行使の採用及び招集通知の英訳を行っておりませんが、今後、株主構成における海外投資家の比率が一定割合以上となった段階で、議決権行使プラットフォームの使用や招集通知等の英訳化を検討し進めてまいります。

【補充原則1 - 2(5)】

当社は、株主名簿上に記載されている方が株主総会における議決権を有しているものとしておりますので、信託銀行等の名義で株式を有する方の株主総会への出席や議決権の行使を原則として認めておりません。

但し、今後は実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主等の議決権行使等に関して必要に応じて信託銀行等と協議をしております。

【補充原則4 - 1(3) 補充原則4 - 3(2)】

当社は、社長を含む経営幹部を計画的に育成していくことは、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには欠かせないものであると認識しております。取締役ならびに監査役候補者の指名にあたっては、選定基準を踏まえ、候補者との対話の機会を持ち、指名・報酬委員会と審議の上取締役会で決定しておりますが、今後引き続き取締役会において後継者育成計画についての議論を重ねてまいります。

【補充原則4 - 3(3)】

CEOを解任するための客観性、透明性、適時性のある手続き論については、指名・報酬委員会の関与のあり方を含め、今後更に取締役会で議論を重ねてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

・政策保有に関する方針

当社は、持続的な成長と企業価値の向上のため、業務提携、製商品の安定調達など経営戦略の一環として、また、取引先との良好な関係を構築し事業の円滑な推進を図るために必要と判断する企業の株式を保有しております。毎年度末において取締役会は、保有する全株式について、政策保有の意義、経済合理性などを下記判断基準により検証し、保有継続の適否を判断しております。

なお、保有株式の縮減については既に対応済みですが、今後保有意義が希薄化した株式は順次売却を検討します。

<保有継続の判断基準>

- ・当社グループの事業活動への貢献度、有効度
- ・当該会社と当社グループとの取引規模、取引内容、取引継続期間
- ・当該銘柄の配当利回りなどリターン額
- ・当該銘柄の時価額が簿価(取得価格)を著しく下回っていないこと

・政策保有株式に係る議決権の行使について

保有株式に係る議決権の行使については、適切なコーポレートガバナンス体制の強化や株主価値の向上に資するものか否か、また、当社への影響などの観点から踏まえ総合的に判断し適切に行使します。また次のような議案については特に慎重に賛否を判断します。

<個別議案の判断基準>

- ・剰余金の処分議案(財務の健全性及び内部留保とのバランスを著しく欠いていないか)
- ・取締役・監査役の選任議案(重大なコンプライアンス違反が発生していないか)
- ・事業の撤退、事業の買収並びに組織再編議案(中長期的な収益にマイナス影響が出ないか)

【補充原則1 - 4(1) 補充原則1 - 4(2)】

当社は、当社の株式を保有している企業と経済合理性を欠くような取引は行っておりません。また、当該企業から株式売却の意向が示された場合は、その売却を妨げる行為は行いません。

【原則1 - 7】

関連当事者間の取引については、その取引が当社及び株主共同の利益を害する事のないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、当社の関連当事者取引管理規程に基づき行っております。

当社の取締役が、自己または第三者のために当社との取引を行う場合には、事前に取締役会の承認を受けるとともに、取引後、遅滞なく当該取

引についての重要な事項を取締役に報告することにしております。また、自己と会社の利益が相反する可能性のある事情が生じた場合は、その旨を取締役に報告することにしております。

当社は、主要株主と取引を行うに際しては他の類似取引や市場価格を参考にして、合理的な契約条件や価格を定めております。主要株主と行う当社の通常事業に含まれない取引のうち重要なものについては、取締役会の承認を受けることとなっております。

〔原則2 - 6〕

当社は企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する場面はありません。

〔原則3 - 1〕

(i) 会社の目指すところ

当社グループは、企業倫理と遵法の精神に基づいた企業活動を行い、持続的な企業成長と企業価値の向上を実現し、あらゆるステークホルダーから真にその存在を認められる企業を目指しております。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループは、株主をはじめとする全てのステークホルダーへの責務を自覚し、透明かつ誠実な経営に留意するとともに、取締役会を中心に、「内部統制」「リスク管理」「コンプライアンス」「開示統制」が十分に機能した自律的統治システムを堅持した上で、迅速・果断な意思決定を通じて社会的要請に応え、企業価値の向上を図るとともに社会的存在意義を高めていくことを基本的な考え方としております。

(iii) 経営幹部・取締役の報酬の決定方針と手続き

取締役の報酬については、職位に職責の重みを考慮して決められた基本報酬(固定報酬)と、役員賞与(業績報酬)とで構成し、その総額は株主総会で決議された範囲内としております。基本報酬については、業界或いは同規模他法人の水準を勘案し、取締役会から委任された代表取締役社長が、指名・報酬委員会(代表取締役社長及び独立社外取締役2名の合計3名で構成)の審議を経て決定しております。役員賞与については、原則として支給総額を当期の配当金支払総額の一定割合以内とした上で、当期の業績を勘案し、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で支給額を決定し、報酬は取締役会から委任された代表取締役社長が決定しております。

なお、社外取締役の報酬については、独立性・中立性確保の観点から常勤取締役の報酬体系とは別体系の固定報酬のみとし、取締役会から委任された代表取締役社長が、指名・報酬委員会での審議を経て決定しております。

(iv) 経営幹部・取締役・監査役候補者の指名と手続き

<取締役ならびに上席執行役員の資格及び選解任手続き>

取締役候補者ならびに上席執行役員の選定にあたっては、選定基準ならびに取締役会の構成に関する考え方を踏まえ、指名・報酬委員会での審議を経て取締役会で決定しております。

<選定基準>

- ・優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
- ・全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること
- ・先見性・洞察力に優れていること
- ・時代の動向、経営環境、市場の変化を的確に把握できること
- ・自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと

<構成に関する考え方>

- ・取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成する
- ・取締役会は、各取締役の有する多様な経験や見識をもって、取締役会全体の機能を補完し、取締役会全体として受託者責任を果たせるよう構成する
- ・取締役会の多様性については、当社の限られた経営資源を踏まえ、多様性の優先順位と社会的責任とを考慮して当社の収益力創出に貢献できる人材を選定する

取締役の解任提案にあたっては、解任基準を踏まえた上で、指名・報酬委員会での審議を経て取締役会において決定します。

<解任基準>

- ・公序良俗に反する行為を行った場合
- ・健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合
- ・職務を著しく懈怠した場合
- ・選定基準に定める資質が、著しく認められない場合

<監査役の資格及び指名手続き>

監査役候補者の選定にあたっては、選定基準ならびに構成に関する考え方を踏まえ、指名・報酬委員会での審議ならびに監査役会の同意を経て取締役会で決定しております。

<選定基準>

- ・優れた人格及び豊富な経験とともに高い倫理観を有していること
- ・昨今の監査業務に耐えうる見識、経験並びに体力のあること
- ・全社的な見地で客観的に監視する能力に優れていること
- ・全社的な見地で積極的に自らの意見を述べるができること

<構成に関する考え方>

- ・監査役会は、監査役会の独立性確保のため過半数を社外監査役で構成し、少なくとも1名以上を東京証券取引所が定める独立役員に指定する
- ・監査役は財務・会計、法律、経営などに精通している者を選任するよう努めるほか、技術監査の充実を図るため、生産、保安、研究、品質保証など技術に精通している者を1名以上選任するよう努める

(v) 個々の選解任・指名についての説明

当社では、株主総会参考書類において、取締役ならびに監査役候補者個々の指名理由を記載しております。詳しくは当社ホームページに掲載の「定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。

また取締役解任の場合の解任に係る個別の説明は、当社ホームページにて開示します。

【補充原則4 - 1(1)】

当社における取締役会の決議事項は、法令・定款に定められた事項、その他重要な事項であり、取締役会において判断・決定を行っております。会社法で規定している決議事項以外の経営に関する重要な事項の内、一定金額を下回る事項については、取締役会規則や稟議規程等で具体的な基準を設け、決裁権限を委譲しております。

【原則4 - 9】

独立社外役員の選任に当っては、会社法上の社外要件の他に、東京証券取引所が定める独立役員の資格を充たしていること、主要株主(議決権比率10%以上)の業務執行者でないこと、株主共同の利益に反する恐れのないことに加えて、各々の専門分野における豊富な経験と高い見識を持ち、心身ともに健康であり、高い人望・品格を有していることを選定基準としております。

【補充原則4 - 10(1)】

当社は、代表取締役社長ならびに独立社外取締役2名の合計3名を構成員とする任意の指名・報酬委員会を設置しており、以下の事項について取締役会の諮問に応じて審議を行っております。

但し、代表取締役社長が選解任の審議の対象の場合にあつては、あらかじめ取締役会で定められている職務代行第一順位の取締役が代表取締役社長に代わり委員会の構成員となります。また、独立社外取締役のいずれかが選解任の審議の対象の場合にあつては、当該独立社外取締役に代わり社外取締役が委員会の構成員となります。

- ・当社の取締役、上席執行役員、執行役員の選解任に関する事項
- ・当社の取締役、上席執行役員、執行役員の報酬額の方針の決定及び個人報酬額の決定に関する事項
- ・連結子会社の取締役社長の選解任に関する事項

【原則4 - 11】

当社取締役会及び監査役会の構成に関する考え方及び取締役候補者ならびに監査役候補者の選定基準については、原則3 - 1に記載の通りです。ご参照ください。

【補充原則4 - 11(1)】

当社の取締役会については、専門知識や経験等の領域が異なる多様性をもった取締役で構成されるように努めており、取締役の総数については、定款の範囲内で効果的かつ効率的な機能発揮に適正と考えられる員数になっていると判断しております。

【補充原則4 - 11(2)】

当社は、社外取締役・社外監査役に対し当社の役員としての責務を適切に遂行するための時間を確保するよう求めております。社外取締役・社外監査役の兼任状況は、事業報告及び有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4 - 11(3)】

取締役会の実効性を高め、企業価値を向上させることを目的として実効性の分析・評価を行っております。評価の方法としては、全ての取締役と監査役及び取締役会に出席を義務付けしております上席執行役員を対象に、取締役会の実効性に関するアンケートを無記名で実施し、その集計結果を参考に取締役会にて独立社外取締役及び監査役を含む全員で議論し、現在の取締役会のあり方や運営について実効性があることを確認しております。

【補充原則4 - 14(2)】

当社は、取締役・監査役が新たに就任する際には、法律やコーポレートガバナンスに関する研修会等に参加する機会を設けるとともに、就任後も法改正や経営課題に関する研修を継続的に実施しております。また、社外取締役及び社外監査役が新たに就任する際には、当社の事業内容の説明や主要拠点等の視察を実施する機会を設けております。

【原則5 - 1】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主への説明責任を果たすとともに株主との建設的な対話を促進してまいります。

株主との対話全般については、IR担当取締役が総括し、それを補助する担当部門は総務・人事部とし、必要に応じて経営管理部、営業企画部と連携を図ってまいります。

株主からの意見・懸念等については、代表取締役社長に報告するとともに、必要に応じて取締役会にて報告・審議を行い、関係部門と連携の上適切な対処をとるよう努めてまいります。

経営の重要な情報については、財務情報・非財務情報に係らず適時・適切に開示を行うとともに、株主の皆様にはわかりやすい内容になるように努めてまいります。

株主との対話に際してのインサイダー情報の管理については、当社のインサイダー取引防止規程に則り、情報管理を徹底してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東ソー株式会社	1,713,600	24.50
ケービーエル ヨーロピアンプライベートバンカーズ エスエイ107704	696,900	9.96
大陽日酸株式会社	690,000	9.86
丸紅株式会社	440,000	6.29
ビービーエイチフィデリティピュアリティンフィデリティシリーズイントリンシックオポチュニティズファンド	225,000	3.22
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	148,960	2.13

ステートストリートバンクアンドトラストクライアントオムニバスアカウントオーエムゼロツー 505002	117,900	1.69
株式会社光通信	113,500	1.62
株式会社みずほ銀行	103,800	1.48
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505224	90,000	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

2018年7月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、エフエムアール エルエルシーが2018年6月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されていますが、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称 エフエムアール エルエルシー
住所 米国 02210 マサチューセッツ州ボストン、サマー・ストリート245
保有株券等の数(千株) 458
株券等保有割合(%) 6.54

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
安達 徹	他の会社の出身者													
柏寄 周弘	他の会社の出身者													
堀田 哲久	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安達 徹		その他の関係会社(東ソー株式会社)の業務執行者。	安達徹氏は、当社の筆頭株主(議決権比率24.6%)である東ソー株式会社の業務執行者ですが、同社との取引上の関係は売上・仕入金額とも1%未満であり、その依存度は低いことから過度な影響を受けることはありません。また、同氏は長年の経営企画及び財務業務の経験により、豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、客観的・専門的な視点から経営に対する助言や業務執行に対する適切な監督を行えることから選任しております。

柏寄 周弘		柏寄周弘氏は、公認会計士・税理士としての専門的な知見と企業会計に関する豊富な経験に加え、監査法人で培った深い見識をもとに会計面並びに税務面での専門的見地から意見を述べるなど、その経験を踏まえ適切な監督業務やコーポレートガバナンスの強化に努めていただいております。加えて東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項についても該当していないため、独立役員として選任しております。
堀田 哲久	当社の取引先(太平洋セメント株式会社)の業務執行者。	堀田哲久氏は、当社取引先である太平洋セメント株式会社の出身ですが、同社在籍中は当社の事業領域とは直接関わりのないセメント事業や人事労政業務に携わっており、同社退職後は、物流会社の経営者として長きにわたり企業経営全般に豊富な経験を有しております。その経験を踏まえコンプライアンス遵守やコーポレートガバナンス強化の見地から意見を述べるなど適切な監督業務の強化等に努めていただいております。太平洋セメント株式会社退職後10年以上経過しており、加えて東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項についても該当していないため、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役候補者等の指名の方針と手続き及び取締役等の報酬額の決定に際し、透明性の向上と妥当性の検証を行うため、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として取締役、上席執行役員、執行役員の選解任及び報酬額の方針の決定並びに個人報酬額の決定に関する事項、また連結子会社の取締役社長の選解任について審議のうえ、取締役会に答申しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人と定期的に密接に相互に連携して情報交換を行っております。また、内部監査部門として監査室を設置し、年間の監査計画に基づき実地監査を行い監査結果を監査役へ報告を行うとともに、監査役と監査室は監査の方法等に関して意見交換を行うなど緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井上 英治	他の会社の出身者													
藤田 篤弘	他の会社の出身者													
細井 靖	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 英治		その他の関係会社(東ソー株式会社)の出身者。	井上英治氏は、当社主要株主である東ソー株式会社の出身ですが、同社在籍中は当社の事業領域とは直接関わりのないバイオサイエンス事業や研究企画等に携わっておりました。また、企業経営全般にも豊富な経験を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスガイドラインに掲げる技術監査の充実を始めとする監査役の職責を十分に果たすことが可能であると判断しております。その経験から常勤監査役として経営に対する助言や大株主又は少数株主の利益を阻害することがないよう取締役の業務執行に対する適切な監督を行えることから選任しており、また、独立かつ中立な立場で監査を行うことができ、加えて東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項にも該当していないため、独立役員として選任しております。
藤田 篤弘		当社の取引先(大陽日酸株式会社)の出身者。	藤田篤弘氏は、当社取引先の大陽日酸株式会社の出身ですが、同社在籍中は当社の事業領域とは直接関わりのない海外事業や監査業務に長く携わっております。大陽日酸株式会社における監査室長並びに海外事業会社の経営者としての経験から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与していただいております。加えて東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項にも該当していないため引き続き独立役員として選任しております。

細井 靖	当社の取引金融機関(株式会社みずほ銀行)の出身者。	細井靖氏は、当社取引金融機関の株式会社みずほ銀行の出身ですが、同行在籍中は主に海外事業や国際業務に長く携わり、また、同行退職後は証券会社の経営者として企業経営全般にわたり豊富な経験を有しております。銀行及び証券会社時代に培った経験からグローバルな視野に立ち、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与していただけるものと期待しております。加えて東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項についても該当していないため、引き続き独立役員として選任しております。
------	---------------------------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
該当項目に関する補足説明	

社外取締役の報酬については、独立性及び中立性確保の観点から常勤取締役の報酬体系とは別体系の固定報酬のみとしております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

2019年3月期における取締役(8名)の報酬等の総額は89百万円であり、監査役(4名)の報酬等の総額は28百万円であります。また、社外役員(7名)の報酬等の総額は37百万円であります。

なお、役員ごとの報酬等の総額については、1億円以上である者が存在しない為、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬については、基本報酬(固定報酬)と、役員賞与(業績報酬)とで構成し、その総額は株主総会で決議された範囲内としております。基本報酬については、業界或いは同規模他法人の水準を勘案し、職責の重みを考慮のうえ取締役会の委任を受けた代表取締役社長が、指名・報酬委員会(代表取締役社長及び独立社外取締役2名の合計3名で構成)での審議を経て決定しており、役員賞与についても、原則として支給総額を当期の配当金支払総額の一定割合以内とした上で、当期の業績を勘案し、指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会で支給総額を決定し、報酬は取締役会から委任された代表取締役社長が決定しております。

業績連動報酬の基礎となる指標の目標値及び実績値は、2018年度当初の配当金総額予想245百万円に対し、2018年度の実績値は315百万円であります。なお、社外取締役の報酬については、独立性及び中立性の確保の観点から常勤取締役の報酬体系とは別体系の固定報酬のみとしております。

監査役の報酬については、その総額を株主総会で決議された範囲内とした上で、独立性及び中立性の確保並びに監査機能の有効化の観点から固定報酬のみとし、個々の報酬額については、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の業務を補佐する専属部署はありませんが、必要に応じて総務・人事部、経営管理部が適宜対応しております。また、取締役会事務局が取締役会開催の都度、事前に資料配付を行い必要に応じて説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

制度はありますが、現在対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役及び取締役会

取締役会は、取締役6名(うち社外取締役3名、2019年6月24日現在)で構成され、原則として毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針、法令及び定款で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行を監督しています。また、社外取締役については、豊富な業務経験の活用、客観的・専門的見地からの助言等、より独立した立場から経営監督機関となることが期待できるため選任しております。

なお、取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に対応した最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年としております。

このほか、必要に応じて経営会議を開催し、経営の重要案件を審議しております。

また、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を整えております。個別重要事項の審議・審決、情報の共有化並びに取締役会の決定事項の伝達・周知のため原則として毎月1回執行役員会を開催しております。

2. 監査役及び監査役会

監査役監査については、社外監査役3名が取締役会の意思決定並びに各取締役の職務執行について、その適法性及び妥当性を監査しております。各監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に従い、取締役会、執行役員会及びその他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、業務執行状況の聴取等を通じて、各取締役が行う意思決定の過程及び内容を恒常的に確認するとともに、必要に応じて当社事業所及び子会社の往査等を行っております。

監査役会は、月1回開催され、監査役相互の意見交換を通じ意思統一を図っており、また、会計監査人とは必要に応じて適宜意見交換を実施するほか、監査計画、監査の実施状況並びに四半期レビューの結果、期末監査(財務報告に係る内部統制を含む)について説明を受け、意見交換を実施しております。

3. 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として取締役、上席執行役員、執行役員の選解任及び報酬額の方針の決定並びに個人報酬額の決定に関する事項、また連結子会社の取締役社長の選解任について審議のうえ、取締役会に答申しております。

但し、代表取締役社長が選解任の審議の対象の場合にあっては職務代行第一順位の取締役が代表取締役社長に代わり委員会の構成委員となり、また、独立社外取締役の何れかが選解任の審議の対象の場合にあっては、当該独立社外取締役に代わり社外取締役が委員会の構成員となります。

4. 内部監査及び会計監査

内部監査については、内部監査部門として監査室を設置しており、3名体制で年度計画に基づき当社事業所及び子会社の業務執行に関する監査を実施し、監査結果を監査役及び取締役会に報告しております。また、四半期レビュー及び期末監査毎に行われる会計監査人と監査役との意見交換会に監査室も出席するほか、監査計画作成時には監査役と事前に監査計画の調整を図り監査体制の連携と強化に努めております。

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく公認会計士は有限責任あずさ監査法人を選任しており、監査法人の選定方針としましては監査役会規則における「会計監査人の選任に関する決定等」に基づき、「会計監査人の解任又は不再任の方針」及び「会計監査人の再任(及び選定)に関する判断基準」を制定し、評価するとともに経営管理部より提出される選任に関する報告書によって総合的に判断し選定しております。当期における会計監査の体制は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

草野 和彦

成田 孝行

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名 その他10名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社として、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制としております。また、監査役が内部監査部門である監査室等と連携して監査を行うことにより業務の適正を確保していると考えているため、本体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が適切に議決権を行使できるようにするため、株主総会招集通知等を株主総会開催日の3週間前を目安に送付し、総会議案の十分な検討時間の確保に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページの「IR(投資家情報)」で、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、事業報告書等を記載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ホームページで当社の環境保全活動について紹介しております。
その他	当社は、異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することが、持続的な成長を確保する上で強みになると考え、女性が活躍できるような体制構築への取り組みを行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社はコーポレート・ガバナンスが有効に機能するためには、内部統制システムの構築が必要不可欠であると考えております。取締役会が決議した会社法に基づく内部統制システムの整備についての基本方針は以下の通りであります。

- 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 取締役・使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を制定するとともに、コンプライアンスに係る規程を制定し、その徹底を図るためコンプライアンス委員会を設置し、社内教育を含めた全社横断的な取組を行う。
 - 内部通報制度を設け、常にその実効性の確保に努める。
 - 監査部門がコンプライアンスの実践状況につき、監査を行う。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程に従い、適切な保存及び管理を行う。
 - 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - リスク管理体制を体系的に定めるリスク管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを横断的に管理し、リスク管理体制を明確化する。
 - 内部監査部門が各部署毎のリスク管理状況を監査する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
 - 日常の業務遂行に際しては、社内規則の規定に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとする。
- 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 子会社から、定期的又は適宜に事業運営に係わる報告を求める。
 - 子会社の管理運営に関する規程を制定し、その適正な運用を図る。
 - グループ各社から、定期的又は適宜に事業運営に係わる報告を求め、管理を行うとともに、グループ各社に取締役や監査役を派遣して、グループ各社におけるリスク管理及び効率的な業務執行のための助言・指導を行う。
 - 東邦アセチレングループとしてのコンプライアンスに係わる行動指針を定め、これを周知する。
 - 監査役及び監査部門がグループ各社に対して監査を行う。
- 監査役がその補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性、監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
 - 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。
 - 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 取締役及び使用人は監査役に対して、職務の執行状況等について取締役会等を通じ適宜適切に報告するものとし、重要な決裁書類等は回付するものとする。
 - 監査役からの求めに応じて、定期的又は適宜に必要な報告を行う。
 - 監査役を内部通報制度における通報先の1つとする。内部通報制度の通報者が、通報したことを理由に不利益な扱いを受けないよう、規程に定める。
- 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - 子会社から受けた事業運営に係わる報告については、適宜監査役に報告する。
 - 子会社の取締役等に対し、適宜当社の監査役に報告するよう要請する。
 - 内部通報制度においては、グループ各社に係わる通報及びグループ各社からの通報も受付けるものとする。
- 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項
 - 監査役は職務の執行上必要と認める費用または債務の処理について、会社に請求することが出来るものとする。
- その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
 - 監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催し、また、内部監査部門との連携を図り適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - 監査役会に対して、専門性の高い法務・会計事項については、専門家に相談できる機会を保証する。

なお、今後については、上記方針に則り体制を整備するとともに、社会情勢、経営環境の変化に応じ適宜見直しを行ってまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して会社組織として毅然とした姿勢で挑み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否するとともに、次のような取組みを行っております。

当社グループの倫理規範である「東邦アセチレングループ コンプライアンス行動指針」に反社会的勢力に対する行動基準を示し、社内各部門のコンプライアンス職場研修を通じて、その内容を全員に周知徹底しています。

当社は、「宮城県特殊暴力対策連絡協議会」に加入しているほか、「宮城県暴力団追放推進センター」にも加入し、各種会議等に出席することにより、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

また、総務・人事部を対応統括部署として、事案の発生時には警察当局、顧問弁護士等と緊密に連絡を取り、速やかに対処できる体制を構築しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制について
模式図は添付1のとおりです。
2. 適時開示体制の概要
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりです。
3. 適時開示の基本方針
当社は、株主・投資家・地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーに対し、適切な情報開示を行うことを目的に適時開示規程を制定し、情報開示に関する指針、手続等を定め、これに沿って適時開示を実施しています。また、金融商品取引法等の関係法令を遵守し投資家の皆様の投資判断に影響を与える決定事実や発生事実、決算に関する情報等の重要情報の開示について、東京証券取引所が定める適時開示規則に基づき情報開示を行います。
4. 適時開示の担当部署
当社は、経営管理部を適時開示の担当部署としており、管理本部長が情報取扱責任者として、適時開示事項の判定、開示文書の作成などの実務を統括し、取締役会の承認を経て適時開示を実施しております。
5. 会社情報の管理体制
(決定事実に関する情報)
取締役会で決議した決定事実のうち、適時開示事項と判断したものは管理本部長を通じて経営管理部が開示を行っております。

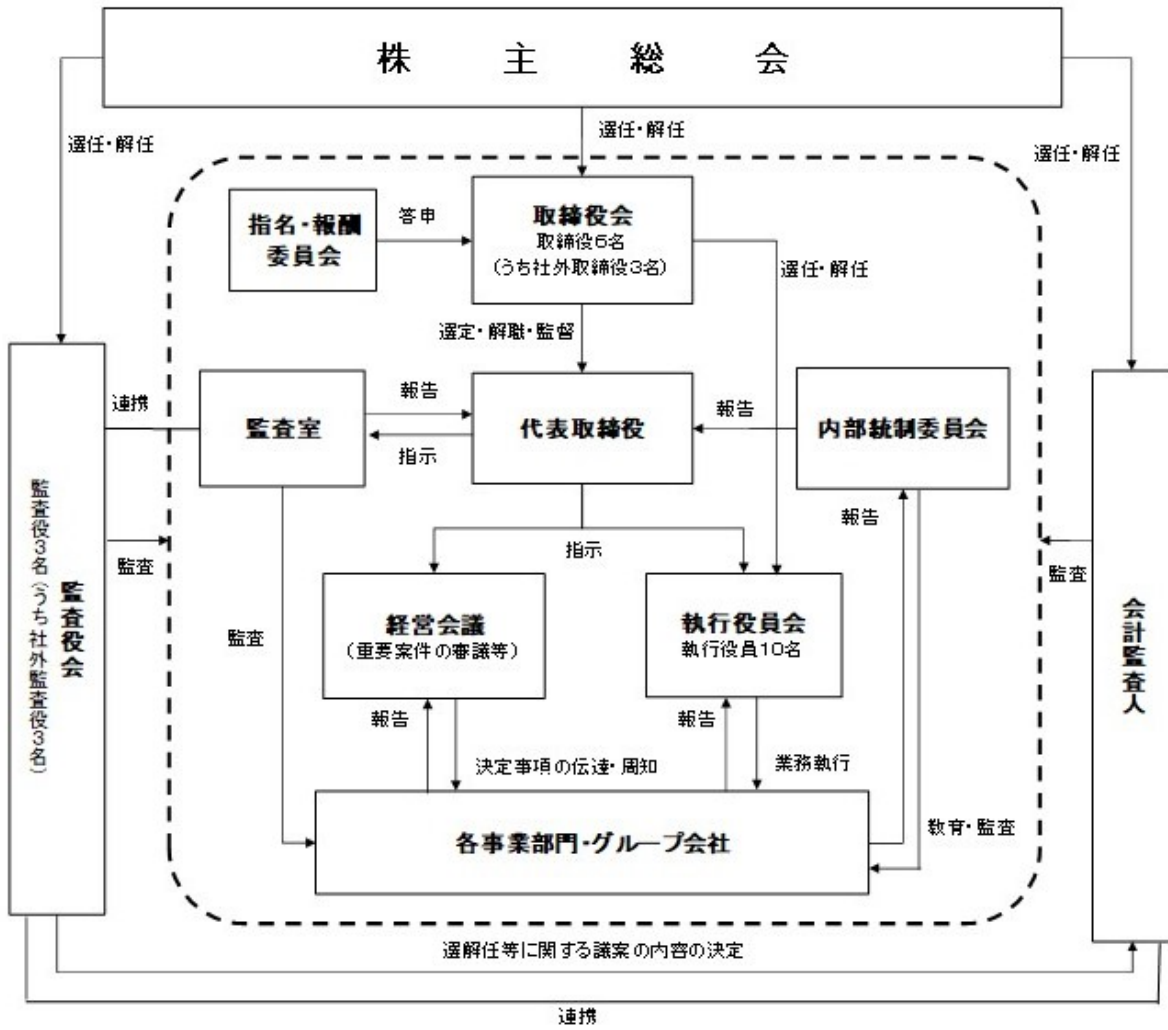
(発生事実に関する情報)
重要事実に該当する可能性のある事実が発生した場合は、当該事実の発生を認識した関係各部署が管理本部長に報告し、必要に応じて取締役会に報告しております。また、決定事実の場合と同様、取締役会が適時開示事項に該当すると判断したものは、管理本部長を通じて経営管理部が開示を行っております。

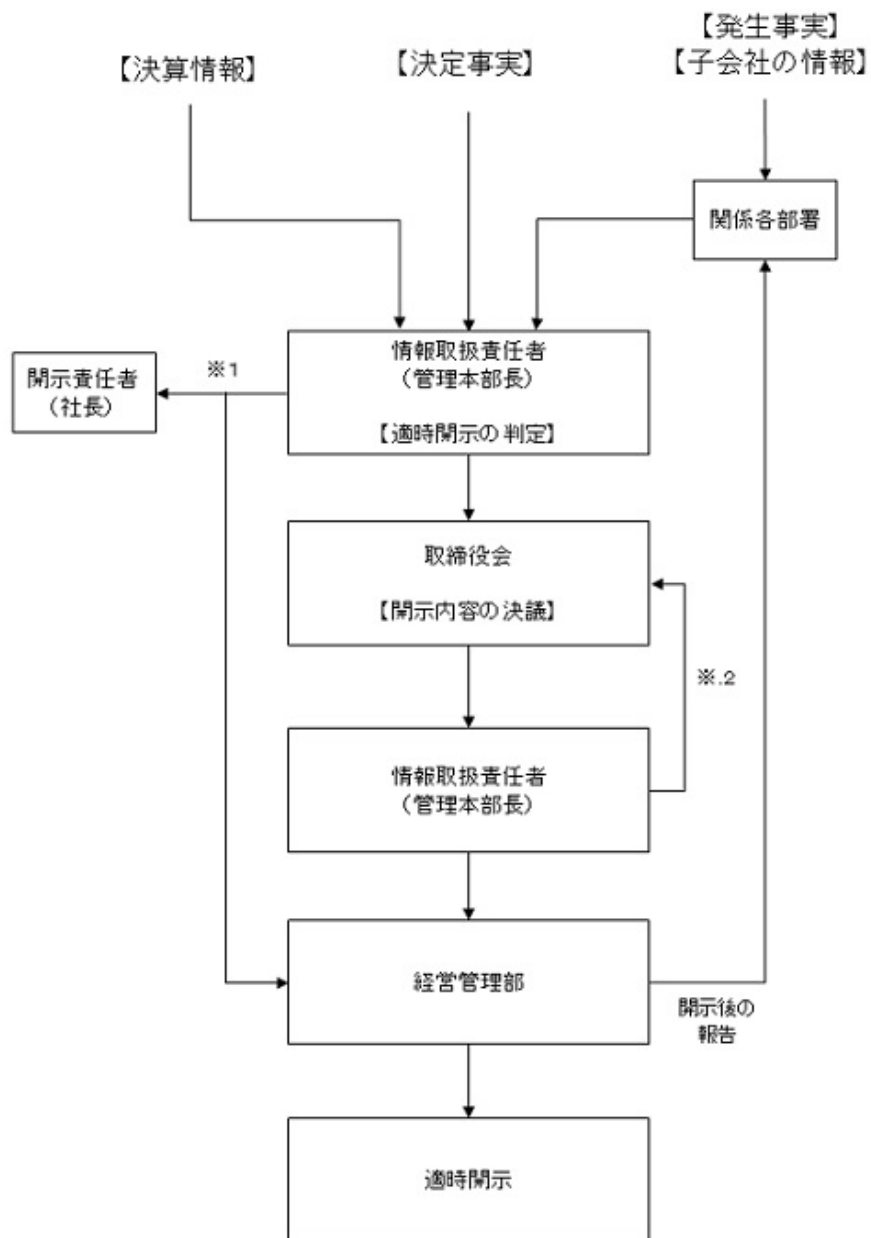
(決算に関する情報)
決算に関する情報については、取締役会で決議後、管理本部長の指示のもと経営管理部を通じ速やかに開示を行っております。

(子会社に係る情報)
子会社に係る情報についても、重要事実に該当する可能性があることを認識した関係各部署は管理本部長に報告しております。また、取締役会が適時開示事項に該当すると判断した場合、管理本部長を通じて経営管理部が開示を行っております。
6. 内部情報の管理
役員及び従業員における内部情報の管理については、社内規程「インサイダー取引防止規程」の運用により徹底を図っております。

なお、模式図は添付2のとおりです。

添付1





- ※1 緊急を要する場合は社長の判断により開示の要否を決定できる
(適時開示規程第7条第2項)
- ※2 開示後の取締役会へ報告する
(適時開示規程第7条第3項)